

北海道税条例施行規則の改正について

- ① 国税犯則取締法の廃止並びに地方税法及び地方税法施行令への犯則事件に関する規定の新設による所要の改正
- ② コンビニ収納の対象拡大に伴う所要の改正
- ③ 国の提案に基づく三税共通様式（国税及び市町村税との共通様式）の改正
- ④ その他規定の整備

○北海道税条例施行規則（昭和 29 年北海道規則第 98 号）

条項	改正理由
第3条の2	国税犯則取締法（以下「国犯法」という。）を準用していた「犯則事件の調査及び処分」に関する規定については、国犯法の廃止に併せて地方税法に規定されることとなったが、国犯法に定められていた犯則事件の所管に関する規定が地方税法にはないことから、新たに規定を設けることとした。また、国犯法を引用する規定等について所要の改正を行う。
第4条	
第30条	
第31条	
第32条	
第68条の4	
第49条の7第1項 第18号ウ 第49条の7第3項	

様式番号	様式名	改正理由	
別記第 14 号様式その 2（裏）	納税通知書（納付書）・個人事業税用（電算処理による場合）	納税者の利便性向上並びに納期内納税率及び徴収率の向上を図るため、平成 30 年度から一般税の納税通知書、督促状及び納付書について、コンビニエンスストアで納税ができるよう対象を拡大するため、様式を改正する。	
別記第 14 号様式その 5（裏）	納税通知書（納付書）・不動産取得税用（電算処理による場合）		
別記第 14 号様式その 11（裏）	納税通知書（納付書）・鉱区税用（電算処理による場合）		
別記第 14 号様式の 2 その 1（裏）	道税督促状（電算処理による場合）		
別記第 14 号様式の 3 その 2（1 連）	道税領収証書（電算処理による場合）		
別記第 14 号様式の 3 その 2（2 連）			
別記第 14 号様式の 3 その 2（4 連）			
別記第 14 号様式の 3 その 2（5 連）			
別記第 14 号様式の 3 その 4（裏）	道税領収証書・自動車取得税用（電算処理による場合）		納付番号等の欄がクレジット納税用だとわかるように、様式を改正する。
別記第 14 号様式その 7（表）	納税通知書（納付書）・自動車税用（電算処理による場合）		
別記第 37 号様式その 1	質問調書	国犯法が廃止され地方税法総則に「犯則事件の調査及び処分」の規定が新設された際に、条文が現代語化されたことに伴い、様式中の文言を変更するとともに、社会の電子化・	
別記第 37 号様式その 2	検査調書		
別記第 37 号様式その 3	領置調書		
別記第 37 号様式その 4	検査、領置調書		
別記第 37 号様式その 5	領置（差押、記録命令付差押）目録		
別記第 37 号様式その 6	保管証		
別記第 37 号様式その 7	臨検、搜索、差押、記録命令付差押許可状請求書		

別記第 37 号様式その 8	臨検調書	多様化に対応するために改正された規定（電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和など）に対応するため様式の改正及び追加をする。	
別記第 37 号様式その 9	搜索調書		
別記第 37 号様式その 11	差押（記録命令付差押）調書		
別記第 37 号様式その 12	臨検、搜索、差押、記録命令付差押調書		
別記第 37 号様式その 13	領置（差押、記録命令付差押） 物件保管通知書		
別記第 37 号様式その 14	領置（差押、記録命令付差押） 物件還付（交付）受領書		
別記第 37 号様式その 15	領置（差押、記録命令付差押） 解除通知書		
別記第 37 号様式その 16	通告書		
別記第 37 号様式その 17	通告書受領書		
別記第 37 号様式その 18	通知書		
別記第 37 号様式その 19	告発書		
別記第 37 号様式その 20	領置（差押、記録命令付差押） 物件引継通知書		
別記第 37 号様式その 21	道税犯則取締職務執行命令書		
別記第 37 号様式その 22	郵便物（信書便物、電信についての書類）差押通知書【新設】		
別記第 37 号様式その 23	通信履歴保全要請書【新設】		
別記第 37 号様式その 24	通信履歴保全要請取消書【新設】		
別記第 37 号様式その 25	通信履歴保全期間延長要請書【新設】		
別記第 37 号様式その 26	供託通知書【新設】		
別記第 37 号様式その 27	鑑定物件破壊許可状請求書【新設】		
別記第 37 号様式その 28	搜索証明書【新設】		
別記第 37 号様式その 29	納付申出書【新設】		
別記第 49 号様式の 5 その 1	法人設立・設置届出書		申請者の利便性向上のために、道は、国及び市町村と協議し、国税及び市町村税と様式の共通化を図っている（三税共通様式）。この度、国の提案により、設置年月日を記入する欄を加える。

○備考

（施行期日等）

- 1 施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日からとする。ただし、別記第 49 号様式の 5 その 1 の改正規定は、公布の日からとする。
- 2 改正前の北海道税条例施行規則第 68 条の 4 に規定される通告処分は、改正後の北海道税条例施行規則第 68 条の 4 に規定される通告処分とみなすこととする。
- 3 改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、当分の間、必要な調整をして使用できることとする。